

令和3年5月31日

教職員各位

徳島大学危機対策本部長

徳島大学長

野地 澄晴

授業の実施等について（5月31日更新）

全国的な感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の延長及び緊急事態宣言の再延長、とくしまアラート「感染拡大注意（急増）」の維持を踏まえ、令和3年5月11日に通知しました内容を下記のとおり更新します。なお、BCPは全地区「レベル3A」を継続します。

感染拡大の要因となっている変異株は、引き続き、若い世代での感染、重症化が非常に警戒されます。県をまたいだ移動にあつては下記の方針に従うとともに、基本的な感染対策も怠らないよう指導してください。

※下記のうち下線部分は、令和3年5月11日付け通知からの変更箇所

学生及び保護者に対しては、本学ホームページと教務システムにより、別紙のとおり通知することとしております。

今後は6月2日の徳島県の対策会議の検討を踏まえて対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

- ◆**まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言に伴う対象期間** 令和3年6月1日（火）～当面の間
まん延防止等重点措置の指定区域又は緊急事態宣言の対象地域（以下「指定区域等」という。）は、別紙を参照してください。

学生の移動について

県をまたぐ移動や不要不急の外出は避けるとともに、検温等の健康管理を行うよう指導してください。やむを得ず県をまたぐ移動をする場合には、移動先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染予防対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への移動を見合わせるなど、感染リスクに応じた対策をとるよう強く指導してください。

やむを得ず指定区域等へ移動した場合は、再び徳島県内に戻った日の翌日から起算して、14日間の自宅待機による体調確認期間を確保するよう指導してください。なお、14日間の自宅待機については、帰省等の理由で指定区域等に滞在している学生が徳島県内に戻ってくる場合も含まれます。ただし、通学に伴う県をまたぐ移動については、移動元の県が上記指定区域等となった場合であっても、14日間の自宅待機は不要とします。

なお、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。

- ◆**BCPに伴う対象期間** 令和3年6月1日（火）～当面の間
BCPレベル 3A：全地区

1. 授業等について

(1) 授業等は、原則、自宅での遠隔授業等の受講のみとします。

ただし、対面授業及び学位取得のための研究等は、学部長等が承認したもの（卒業・進級要件に関するもの又は学位取得のための研究等で延期不可能なものに限る。）のみ実施することができます。

各部局においては、学生の安心・安全を最優先に考え、感染防止に配慮いただくよう、重ねてお願いします。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用したTeams、Zoom、ライブ配信システム、manaba等による教材配信、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

※「対面授業」とは、講義室で行う一般的な授業（定期試験を含む）のほか、演習、実験、実習、卒業研究を含みます。

※学内で遠隔授業等を受講する学生に向けて、WEB環境と感染防止対策が整った教室等を提供してください。

※自宅等から遠隔授業等を実施する場合の学生との連絡方法として、教務WEBシステムの学外利用機能を活用してください。

※教員（非常勤講師を含む。）が、自宅等で遠隔授業等を行う場合は、労働時間、休暇等に関する規則第6条に定める事業場外勤務として取り扱います。（「事業場外勤務届」の提出は不要です。）

(2) 体調確認期間の確保や感染又は発熱等の風邪症状等の理由により、授業等（定期試験を含む）に出席できない学生については、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにすること。

2. 学内への立入について

(1) 自宅等に遠隔授業等の受信環境が整っていない学生が、学内施設で遠隔授業を受けるために立ち入る場合及び許可された対面授業の受講又は学位取得のための研究等を行う場合を除き、原則、立入禁止とします。

(2) 食堂・売店の利用については、必要最低限の利用に限り許可します。ただし、「密」が懸念される場合は、入場制限を行います。なお、12時から13時の食堂の利用は、可能な限り控えてください。

(3) TA・RA及び教育研究協力謝金等による学内での業務については、感染状況に応じて部局等の判断により、十分な感染防止対策を講じた上で実施することができます。

3. その他、各学部等の状況や特性に応じて対応してください。

参考資料

- ・分科会から政府への提言（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」
場面①飲食を伴う懇親会等、場面②大人数や長時間におよぶ飲食、場面③マスクなしでの会話
場面④狭い空間での共同生活、場面⑤居場所の切り替わり など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf
- ・クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討（令和2年10月23日
新型コロナウイルス感染症対策分科会事務局）
業種ごとのクラスターの発生要因や知見・教訓等、クラスターのイメージ例 など

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/kongo_kento_12_2.pdf

(本件に関する連絡先)

学務部教育支援課教務・情報係 (担当: 小倉・安友)

TEL 088-656-7095・7683 (内線(常三島: 82)7095・7150)

E-Mail kygakujk@tokushima-u.ac.jp

まん延防止等重点措置の指定区域及び緊急事態宣言の対象地域（令和3年5月31日現在）

○**まん延防止等重点措置の指定区域（6/20（日）まで）**

埼玉県[さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町]

千葉県[市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市、千葉市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市]

神奈川県[横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町、※6/1から追加 平塚市、小田原市、秦野市]

岐阜県 [岐阜市、各務原市、大垣市、可児市、美濃加茂市、土岐市、瑞穂市、関市、多治見市、本巣市、北方町、養老町、羽島市、笠松町、岐南町、中津川市]

三重県 [桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、名張市、伊賀市]

※6/13（日）まで

群馬県 [前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町]

石川県 [金沢市]

熊本県 [熊本市]

○**緊急事態宣言の対象地域（6/20（日）まで）**

東京都、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県、福岡県、北海道、岡山県、広島県、沖縄県

令和3年5月31日

学生及び保護者の皆様へ

徳島大学長
野地 澄晴

授業実施・学生生活及び課外活動について（5月31日更新）

全国的な感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の延長及び緊急事態宣言の再延長、とくしまアラート「感染拡大注意（急増）」の維持を踏まえ、令和3年5月11日に通知しました内容を、下記のとおり更新します。

なお、BCPは全地区「レベル3A」を継続します。

感染拡大の要因となっている変異株は、引き続き、若い世代での感染、重症化が非常に警戒されます。県をまたいだ移動にあっては、下記の方針に従うとともに、基本的な感染対策も怠らないようにしてください。

また、今後は6月2日の徳島県の対策会議の検討を踏まえて対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

◆まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言に伴う対象期間 令和3年6月1日（火）～当面の間

まん延防止等重点措置の指定区域又は緊急事態宣言の対象地域（以下「指定区域等」という。）は、別紙を参照してください。

県をまたぐ移動について

県をまたぐ移動や不要不急の外出は避けるとともに、やむを得ず県をまたぐ移動をする場合には、移動先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染予防対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への移動を見合わせるなど、感染リスクに応じた対策を強く求めます。

やむを得ず指定区域等へ移動した場合は、再び徳島県内に戻った日の翌日から起算して、14日間の自宅待機による体調確認期間を確保してください。なお、14日間の自宅待機については、帰省等の理由で指定区域等に滞在している学生が徳島県内に戻ってくる場合も含みます。ただし、通学に伴う県をまたぐ移動については、移動元の県が上記指定区域等となった場合であっても、14日間の自宅待機は不要とします。

なお、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。

◆BCPに伴う期間 令和3年6月1日（火）～当面の間

BCPレベル 3A：全地区

1. 授業等について

(1) 授業等は、原則、自宅での遠隔授業等の受講のみとします。

ただし、感染状況に応じて学部等の判断により、十分な感染防止対策を講じた上で対面授業及び学位取

得のための研究等を実施する場合がありますので、本学ホームページ、教務システム、メール等を随時確認し、指導教員等の指示に従ってください。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用した Teams、Zoom、ライブ配信システム、manaba 等による教材配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

※「対面授業」とは、講義室等で行う一般的な授業（定期試験を含む）のほか、演習、実験、実習、卒業研究を含みます。

※自宅等に遠隔授業等の受信環境が十分でない学生に向けて、Web環境と感染防止対策が整った教室を確保しています。詳しくは学部等の掲示板等をご確認ください。

(2) **体調確認期間の確保や感染又は発熱等の風邪症状等の理由により、授業等（定期試験を含む）に出席できない学生**については欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにしますので、**各学部学務担当係（教養教育科目は教養教育係）へ連絡**してください。

2. 授業実施、課外活動及び生活上の注意事項について

(1) 屋外で人と十分な距離（2m以上）が確保できる場合以外はマスクを着用し、**大声での会話や飲食をしながらの会話は避ける**とともに、日時も必要以上の会話は控えてください。

(2) 3密（密閉・密集・密接）が回避できないような空間に集団で集まることを避けてください。

(3) **授業終了後は、学内に留まらず帰宅**し、自宅で事前・事後学修を行ってください。

(4) 日頃から十分な栄養、睡眠を確保し、毎日の体温測定など、適切な健康管理を行ってください。

(5) **手指の消毒や咳エチケットの励行**により、感染予防を徹底してください。

(6) 大学から発信される情報に常に注意を払い、適切に対応してください。大学からの通知は、原則「本学ホームページ」又は「学生用教務システム」から配信しますので、随時確認するようお願いします。

(7) 体調不良や保健所や医療機関の指示でPCR検査を受ける場合、親しい友人や同居する家族が濃厚接触者になった場合、濃厚接触者として保健所から連絡を受けた場合などは、プライバシーの保護には十分配慮しますので、**必ず各学部学務担当係へ連絡**するとともに、「新型コロナウイルスに関する措置（学生版）」に従って対応してください。

(8) アルバイトについては、3つの密（密閉・密集・密着）を回避できない、また、マスクを着用しないよう指導される等、感染予防上、問題があると考えられるアルバイトは自粛してください。

※ 学生後援会に、学生の経済的支援を目的とする「学生金庫」の制度があります。無利息で10万円（上限）の貸し付けを受けることができる制度です。

詳しくは、各学部学務担当係か徳島大学学生後援会にお問い合わせください。

(9) 「5つの場面」（詳細は参考資料参照）は感染リスクが高まりますので留意してください。特に、**集団**

行動（特に**食事、飲み会、カラオケ、ドライブ**など）は、引き続き、**自粛**してください。

(10) 喫煙場所での感染リスクが指摘されていますので、喫煙される方は注意してください。

(11) 海外渡航について、私事渡航は自粛してください。また、海外から帰国した場合は、14日間の自宅待機のうえ、体調確認を行っていただくことになります。

3. 学内への立入について

(1) 学内への立入は、自宅等に遠隔授業等の受信環境が整っていない学生が学内施設で遠隔授業を受けるために立ち入る場合及び許可された対面授業の受講又は学位取得のための研究等を行うための立入を除き、原則、禁止とします。

(2) 食堂・売店の利用については、必要最低限の利用に限り許可します。ただし、「密」が懸念される場合は、入場制限を行います。なお、12時から13時の食堂の利用は、可能な限り控えてください。

(3) TA・RA及び教育研究協力謝金等による学内での業務については、感染状況に応じて部局等の判断により、十分な感染防止対策を講じた上で実施することがありますので、担当窓口等に確認してください。

(4) 食事、授業及び用務等の終了後は、速やかに帰宅してください。

4. 課外活動上の注意について（公式・非公式の別は問わない。）

(1) 課外活動

課外活動は、全面禁止とします。

(2) 課外活動関連のイベント等

イベント等は、全面禁止とします。

(3) 勧誘活動及び勧誘イベント等

屋内・屋外を問わず、禁止とします。

(4) 課外活動施設の使用

課外活動施設（学生会館、体育館、課外活動棟）の使用については、全面禁止とします。

(5) 物品の貸し出し

物品の貸し出しは、引き続き行いません。

(6) 上記(1)から(4)に記載した事項が守られない場合は、当該学生団体の活動を制限する場合がありますので注意してください。

以上

【各部局問合せ先】

(教養教育に関すること)	教養教育係	088-656-7308
(常三島キャンパス)		
総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科(地域創成専攻・臨床心理学専攻)	学務係	088-656-7108
理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科(理工学専攻)	学務係	088-656-7315
生物資源産業学部・創成科学研究科(生物資源学専攻)	学務係	088-656-8021

(蔵本キャンパス)

医学部医学科・医科栄養学科・医科学教育部・栄養生命科学教育部	学生係	088-633-7982
医学部保健学科・保健科学教育部		088-633-7030
歯学部・口腔科学教育部	学務係	088-633-7310
薬学部・薬科学教育部	学務係	088-633-7247

【こころの不安に関する問い合わせ先】

キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門 連絡先：088-656-7637、hsc.counseling@tokushima-u.ac.jp

【学生生活及び課外活動に関する問い合わせ先】

学務部学生支援課学生支援係 連絡先：088-656-7086、7287

【「学生金庫」に関する問い合わせ先】

徳島大学学生後援会 連絡先：088-656-7087

参考資料

- ・分科会から政府への提言（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」
場面①飲食を伴う懇親会等、場面②大人数や長時間におよぶ飲食、場面③マスクなしでの会話
場面④狭い空間での共同生活、場面⑤居場所の切り替わり など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf
- ・クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討（令和2年10月23日
新型コロナウイルス感染症対策分科会事務局）
業種ごとのクラスターの発生要因や知見・教訓等、クラスターのイメージ例 など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/kongo_kento_12_2.pdf

別紙

まん延防止等重点措置の指定区域及び緊急事態宣言の対象地域（令和3年5月31日現在）

○まん延防止等重点措置の指定区域（6/20（日）まで）

埼玉県[さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、

新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町]

千葉県[市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市、千葉市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市]

神奈川県[横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、

藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町、※6/1から追加 平塚市、小田原市、秦野市]

岐阜県 [岐阜市、各務原市、大垣市、可児市、美濃加茂市、土岐市、瑞穂市、関市、多治見市、本巣市、北方町、養老町、羽島市、笠松町、岐南町、中津川市]

三重県 [桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、名張市、伊賀市]

※6/13（日）まで

群馬県 [前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町]

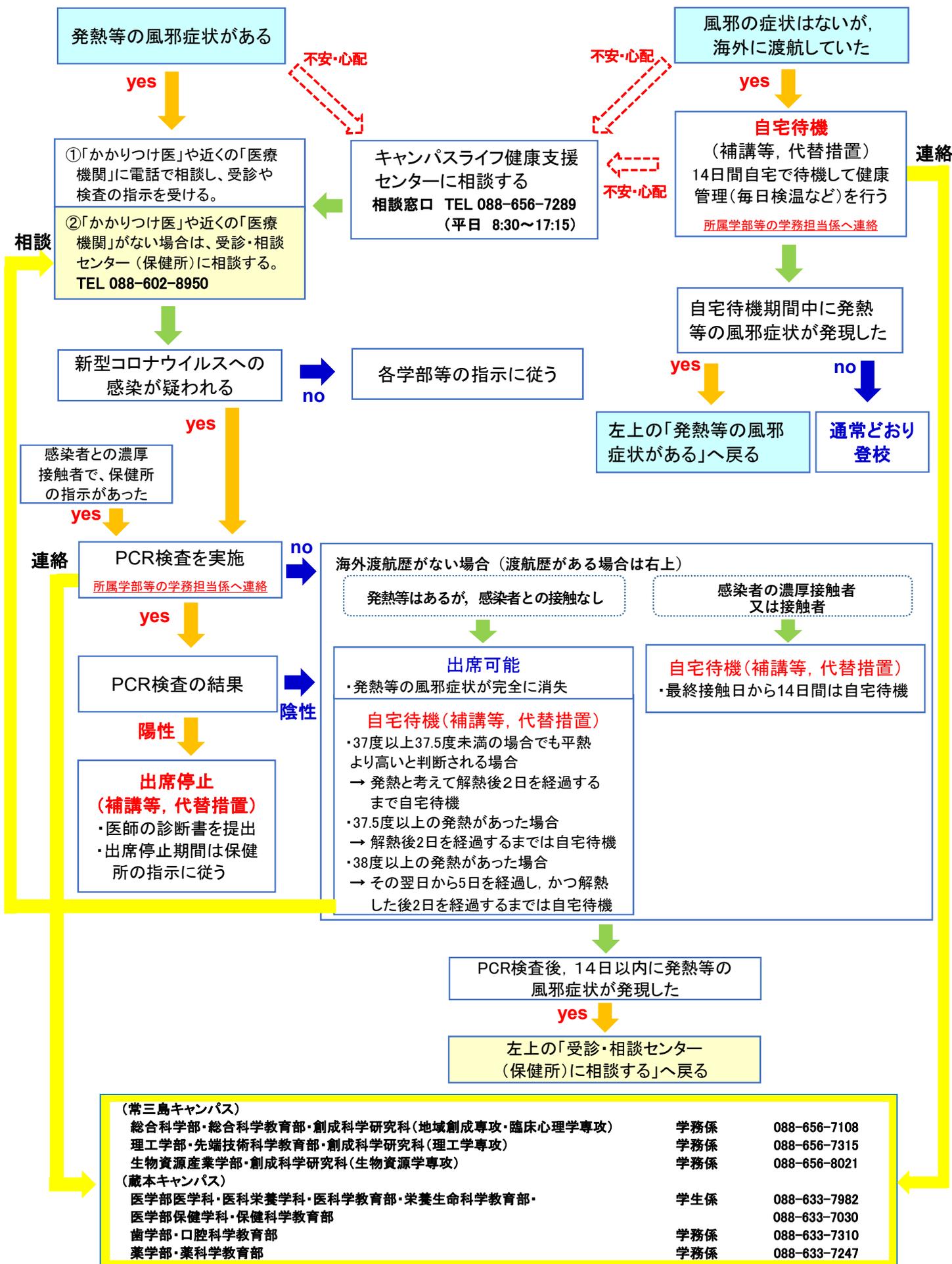
石川県 [金沢市]

熊本県 [熊本市]

○緊急事態宣言の対象地域（6/20（日）まで）

東京都、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県、福岡県、北海道、岡山県、広島県、沖縄県

新型コロナウイルスに関する措置（学生用）



(常三島キャンパス) 総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科(地域創成専攻・臨床心理学専攻) 理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科(理工学専攻) 生物資源産業学部・創成科学研究科(生物資源学専攻)		学務係	088-656-7108
		学務係	088-656-7315
		学務係	088-656-8021
(蔵本キャンパス) 医学部医学科・医科栄養学科・医科学教育部・栄養生命科学教育部・ 医学部保健学科・保健科学教育部 歯学部・口腔科学教育部 薬学部・薬科学教育部		学生係	088-633-7982
			088-633-7030
		学務係	088-633-7310
		学務係	088-633-7247